2015年6月30日

応募書類の記載事項に関する不備、プロジェクトの追加性等を確認後、対象事業者に対して現地調査を行い、下記の採択基準1の項目について審査し、三段階(A~C)評価を行う。

新規方法論の策定提案がある案件については、下記1、2の評価を両方とも行う。

1. 応募事業の採択審査基準

【総合評価方法】

基礎項目の評価

ア・イ・ウの評価項目のボーダーラインを満たすことができない案件 [ア ~ ウで C の評価を 1 つでも受けた案件] は「C 評価」とする。

加点項目の評価

ア・イ・ウの評価項目のボーダーラインを満たす案件は、この段階で「B 評価」とし、工またはオで加点評価されたものは「A 評価」とする。工ならびにオに係わる評価と、総合評価の関係については、下表の通りとする。

なお、工の削減・吸収ポテンシャルの項目で C 評価を受けたものはマイナス評価としている。

		オ プロジェクトのモデル性やコベネフィット・波及効果		
		A	В	С
I	A	А	А	В
排出削減・ 吸収ポテンシャ	В	Α	В	В
ル	С	В	С	С

温対法の算定・報告事業者の支援可否判断(目安)

温対法の算定報告対象事業者からソフト支援希望のある案件につき、下記の判断基準を目安とし、ソフト支援の可否について判断する。

< 温対法対象事業者であるかどうかを問わないプロジェクト>

- 1)温対法報告対象事業者はプログラム型の管理・運営者として参画し、個々の削減活動は主に家庭や非対象事業者が行う場合
- 2)温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、「報告対象外 の排出削減活動」を行うプロジェクトである場合。

報告対象外の事業所においてプロジェクトを行う場合:温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、例えば CO2 が報告対象となっている事業者の場合、CH4、N2O、HFCs、

[↑]採択基準は、J・クレジット等の創出に係る事業者支援事業の公募時採択基準をもとに事務局作成。

PFCs、SF6 の排出削減活動を行うプロジェクトについては、支援対象とします。

3)温対法報告対象事業者が、森林吸収プロジェクトを行う場合

< 温対法対象事業者であっても「事業の実施方針や実施方法の具体性・確実性、波及効果、費用対効果などを総合的に考慮して判断」する際の評価項目(案)>

下記項目の内、3項目以上を満たすと考えられる場合、総合判断で支援可能とする

- 1)「温室効果ガス排出削減量または吸収量が大きいもの」の評価が A (1000 t /年以上)
- 2)「プロジェクトのモデル性やコベネフィット・波及効果の高いもの」の評価がA
- 3) J クレジット制度におけるモデル性が高いプロジェクト
- (例)斬新な新規方法論の提案を伴うもの(但し、方法論化の可否判断で問題ないもの) 旧制度を含めて当該方法論での登録件数が3件以下のもの
- 4) 地域活性化のモデル性の高いプロジェクト
- (例) J クレジット収入をエコポイント制度など他の施策運営費用に充てるもの 地方公共団体と連携する等、地域での先端事例を示す目的を持つもの
- 5) 先進性のある新技術の普及へのモデル性が高いプロジェクト
- (例)従来にはなかった超高効率設備、超高性能設備を導入するもの 業界内でも他に例を見ない独自性の高い取り組みであるもの
- 6) 総排出量が増加する「業務その他部門」の排出削減に寄与するモデル性の高いプロジェクト
- (例)チェーン展開する店舗等、「業務その他部門」の多数のサイトへの横展開を図るもの
- 7) その他、環境省が特に著しい効果があると認めたもの

なお、特例として、下記に該当する場合には現地調査の代わりに電話ヒアリング等を用いる場合がある。

- ・昨年度までの J-VER 等の創出に係る事業者支援に採択された案件であり、支援の際に現地訪問・確認を行っているもの
- ・受付時のネガティブチェックまたは文書での評価段階において明らかに採択不可 と判断されるもの
- ・その他、電話ヒヤリング、参考資料の提供、応募前相談段階での訪問や情報交換等により信頼に足る情報を得られたもの(例えば、 旧制度の登録時点で設置された設備機器からの変更がないこと、 追加性を有すること、 Jクレ方法論に基づいたモニタリングが可能であること等が確認できた場合)

評価基準	評価方法
ア 事業の実現可能	A:事業スケジュールが明確で、
性が高く、また、当	平成 27 年度中に登録の見込みが高いもの(妥当性確認支援)
該事業について、平	平成 27 年度中に J-クレジット発行の見込みが高いもの(検証支援)。
成 27 年度中に、J-	B:事業スケジュールが明確で、平成 28 年 2 月までに、少なくとも妥当
クレジット等の発	性確認または検証が完了予定であるもの(=ボーダーライン)。
行に至る蓋然性が	C : 事業スケジュールが不明確なもの。または事業スケジュールが明確だ
高いもの。	か、平成 28 年 2 月までに審査が完了できるか不明のもの。
イ 方法論の適用条	A:適用条件を全て満たしうると想定される
件を満たすことが	B:一部に課題があるが、取り組み努力によって適用条件は満たしうる(=
できるか?	ボーダーライン)
	C:適用条件の一部または全部を満たし得ない
ウ モニタリング方	A:方法論に記載されるモニタリング方法を全て満たしうる
法は妥当か?	B:一部に課題があるが、取り組み努力によってモニタリング方法を確立
	しうる(=ボーダーライン)
	C:モニタリングが困難または不十分なモニタリングしかできない
エ 排出削減・吸収ポ	A:排出削減・吸収量が 1,000t-CO2/年以上
テンシャル(年間排	B:排出削減・吸収量が 30t-CO2/年以上、1,000t-CO2/年未満
出削減量・吸収量)	C:排出削減・吸収量が 30t-CO2/年未満
オ プロジェクトの	A:下記の加点項目の効果が非常に高いもの
モデル性やコベネ	B:下記の加点項目の効果が高いもの
フィット・波及効果	C:下記の加点項目の効果が見込めるが、比較的低いもの
の高いもの	(加点項目)
	・ 特に、中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるものである
	こと。
	・ 事業の実施方法や、創出された J-クレジット等の活用方法が先進的な
	ものであること。
	・ 生物多様性保全や 3R の推進等、温室効果ガスの排出削減・吸収以外
	の、副次的な環境保全効果が見込まれるものであること。
	・ 他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高
	いものであること。

J-クレジット等の創出に係る事業者支援業務 評価表 (事業評価 様式案)

	応募	削減-000	
	事業者名	株式会社	
応募案件識別	事業名(仮)	による CO2 削減事業	
	適用方法論		
	評価日		
総合評価結果	A / B / C	<総合コメント> 採択を推薦/不採択を推薦	
新制度での	申請支援の	•	
支援有無 	モニ検証支援2年に1回以内 (登録年、モニ検証支援年) モニ検証支援(プログラム型)(登録年、モニ検証支援年)		
旧制度での 支援有無	新規プロジェクト (プログラム型の追加募集あるもの) 旧制度からの移行プロジェクト(更新は新規と同等) 過去に計画書策定支援・妥当性確認費用助成を受けている 過去にモニタリング支援・検証費用助成を受けている		

1. ネガティブチェック(原則として現地訪問前)

評価項目		判断根拠
日本国内での実施か?	Y/N	
プロジェクト開始は 2013 年 4 月以降か?	Y/N	
追加性を有するか?(投資回収3年以上等)	Y/N	
他制度との重複認証の恐れはないか?	Y/N	
環境価値の二重主張の禁止を順守できるか?	Y/N	
温対法での算定報告義務の対象外か?		

森林プロジェクトの場合には、「永続性担保措置」が取られていることも確認すること プログラム型の場合には、「運営・管理者の能力」「個々の削減活動の要件」等、プログラム型の要件 を満たしていることも確認すること。

2.基礎項目の評価結果(原則として現地調査後)

評価項目	結果	判断根拠
ア.事業の実現可能性が高く、また、当該事業 について、平成27年度中に、J-クレジッ ト等の発行に至る蓋然性が高いか?		
イ.方法論の適用条件を満たすことができる か?		
ウ.モニタリング方法は妥当か?		

- ▶ 上記に「C」が含まれる場合、採択不可(総合評価結果は「C」とする)
- ▶ 上記に「C」が含まれない場合、下記へ

3.加点項目の評価結果(原則として現地調査後)

評価項目	結果	判断根拠
工.温室効果ガス排出削減量または吸収量が大きいもの(加点項目)		t-C02/年
オ.プロジェクトのモデル性やコベネフィット・波及効果の高いもの(加点項目)		
加点項目の評価基準に準拠して、総合判定を行う		